

会 議 録

1 会議名

第4回大潟区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1)協議（公開）

○平成26年度地域活動支援事業（大潟区）提案事業の審査（補助額）について

○平成26年度地域活動支援事業（大潟区）追加募集について

○平成26年度委員研修について

(2)その他（公開）

3 開催日時

平成26年6月26日（木）午後7時から午後8時10分

4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 2階 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：井部孝一、内山倫太、岡住正、君波豊、久保田一雄、後藤紀一、小山千秋、佐藤一徳、新保正雄、田村和夫、縄吉秋、平原光夫、矢部幸子、山岸松穂、山田忠晴（17人中15人出席）

・事務局：西田大潟区総合事務所長、常山次長（総務・地域振興グループ長兼務）、保坂市民生活・福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、山田総務・地域振興グループ班長、渡辺総務・地域振興グループ主任

（以下、グループ長はG長と表記する）

8 発言の内容

【常山次長】

それでは、ただ今から、平成26年度第4回大潟区地域協議会を開会いたします。本日の出席人員は15人です。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。

なお、本日は、次第のとおり協議事項として「平成26年度地域活動支援事業（大潟区）提案事業の審査（補助額）」について、その他2件の協議を予定しています。

議長は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が務めることとなります。

【久保田会長】

— 挨拶 —

それでは、会議を始めます。まず、本日の会議録の確認ですが、井部孝一委員にお願いします。

それでは、本日の協議事項（1）「平成26年度地域活動支援事業（大潟区）提案事業の審査（補助額）」についてご検討いただきます。

前回第3回協議会で保留としました提案事業No.5「大潟区統一防犯グッズ作製・活用事業」についてです。提案者である大潟区防犯組合から構成団体に配布希望数を確認していただき、当初の提案では400着でしたが、305着の配布希望があることが確認できました。内訳は、本日お配りした提案書をご確認いただきたいと思います。

その結果、大潟区防犯組合から総事業費102万2千円、補助希望額102万1千円で提案内容の修正がありました。

この報告を受け、先ほど検討委員会を開催し、補助額の検討を行いました。

検討委員会では、この他の12事業は100%補助を決定しておりますので、提案事業No.5についても100%補助ではどうかという方向性を出させていただきました。

それでは、検討委員会で検討した内容について、皆さんからご意見やご質問などありましたら、挙手をお願いします。

【田村委員】

3業者の見積が添付されていますが、どの業者を採用しているのでしょうか。

【渡辺主任】

今回大潟区防犯組合では、価格の一番低かった高坂防災㈱の見積を採用しています。

【久保田会長】

それでは、他にご質問などないようなので、補助額について皆さんにお諮りいたします。

提案事業No.5「大潟区統一防犯グッズ作製・活用事業」の補助額は102万1千円としてよろしいでしょうか。

— 一同承認 —

それでは、提案事業No.5の補助額は102万1千円といたします。

【久保田会長】

提案事業No.5で、提案者に対して附帯意見があれば、特記事項として提案者に連絡いたします。附帯意見はありますか。

【久保田会長】

皆さんからご発言がないようですが、私の方から意見があります。「事業提案に際しては、関係団体との話し合いを綿密に行って、正確な情報に基づいて要望をまとめていただきたい。」ということ、特記事項として提案者へ連絡してよろしいですか。

— 一同承認 —

それでは、特記事項として連絡いたします。

【久保田会長】

協議事項（1）「平成26年度地域活動支援事業（大潟区）提案事業の審査（補助額）」については、これで終了いたします。

【久保田会長】

次に、協議事項（2）「平成26年度地域活動支援事業（大潟区）追加募集」についてです。まず総合事務所から説明していただきます。

【渡辺主任】

— 資料No.1・資料No.2に基づき説明 —

資料No.1をご覧ください。ただ今皆さんからご審議いただき、提案事業No.5「大潟区統一防犯グッズ作製・活用事業」の補助額を102万1千円と決めていただきました。その結果、決定補助額の合計が694万5千円となります。大潟区の配分額が710万円ですので、15万5千円が残額として残っている状態です。

次に資料No.2をご覧ください。追加募集になった場合のスケジュール案を事務局で作成しました。7月15日から募集要項の回覧、8月1日から8月14日を応募期間としています。8月の地域協議会で、プレゼン・審査・補助額決定まで実施します。通常ですと、補助額決定前に検討委員会を開催し補助額を検討していただきますが、提案者の事業実施期間の関係もあり、早目に補助額決定を行う必要があると考え、このようなスケジュール案とさせていただきました。

配分残額及び追加募集スケジュール案を見ていただき、ご検討いただきたいと思います。

【久保田会長】

ただいま、総合事務所から説明していただきましたが、皆さんからご意見やご質問はありませんか。

【平原委員】

追加募集をした場合、配分残額の15万5千円以上応募があった場合はどうなるのでしょうか。

【渡辺主任】

一次募集で決定していただいた補助額を変更することはできません。二次募集については、配分残額15万5千円の中で実施していただくことになります。そのため、配分残額以上に応募があった場合は、100%の補助はできない可能性もあります。

【内山委員】

15万5千円を残しておく、来年度の配分額に影響がありますか。

【渡辺主任】

皆さんご存じのとおり配分残額15万5千円を来年度に繰り越すことはできません。来年度の配分額については、予算はまだ決まっていないので何とも言えませんが、今年度は均等割と人口割で各区へ配分しており、前年度の実績は考慮されていません。

【新保委員】

応募があれば採択し、無ければ残せば良いので、このスケジュールで実施したらどうでしょうか。

【久保田会長】

その他にご意見やご質問がないようなので、追加募集について決定したいと思います。追加募集を実施しなくて良いと思われる方は挙手をお願いします。

— 8人挙手 —

実施しなくて良いと思われる方が8人で、出席委員の半数以上となりましたので、追加募集は実施しないこととします。

【久保田会長】

以上で、協議事項（2）「平成26年度地域活動支援事業（大潟区）追加募集」についての協議を終了いたします。

【久保田会長】

次に、協議事項（3）「平成26年度委員研修」についてです。まず総合事務所から説明してもらいます。

【渡辺主任】

— 参考資料No.1・参考資料No.2に基づき説明 —

平成25年度の視察研修及びアドバイザー研修の各区の実績をお示ししました。ご確認いただき、次回の地域協議会で、皆さんから研修のご希望をお聞きしたいと思います。

【久保田会長】

ただ今、総合事務所から説明していただきましたが、皆さんからご意見やご質問はありませんか。

— 発言なし —

それでは、ご意見やご質問がないようなので、皆さんから、参考資料No.1・No.2をご確認いただき、次回の地域協議会で委員研修のご希望をお聞きしたいと思います。

【久保田会長】

以上で、協議事項（3）「平成26年度委員研修」についてを終了します。

【久保田会長】

次に、4「その他」に移ります。

委員の皆さんから連絡などありましたらお願いします。

【君波委員】

二点ほどお聞きします。

一点目は、柿崎区の海難事故以来、報道で2回ほど県の地域振興局が中心となって、海岸線をパトロールし、県のホームページでもその様子が掲載されていると聞いたんですが、大潟区の海岸については何か情報はありますか。これから夏休みに入りますし、犀潟の

海は指定された海水浴場ではないですが、鵜の浜海水浴場と同じ位お客が来ます。危険な場所もありますので、パトロールした中での情報がありましたら、紹介して欲しいと思います。

二点目は、第6次総合計画の審議会が開催されていると思いますが、大潟区地域協議会でも部会を持っているので、総合計画に反映させるような案件があれば、整理してこの機会に提案するのもいいんじゃないかと思います。会長のお考えがあればお聞きしたいんですが。

【常山次長】

海難事故の関係については、先日関係者が集まり、海岸パトロール実施後、今後の対応などを協議しました。

県としては、今後テレビやラジオを通じて、皆さんに注意喚起を実施するそうです。また、現在上下浜に設置されている仮設の看板については、本設をする予定と聞いています。

上越市としても海水浴の時期になりますので、柿崎区と大潟区でポスターを作製し、海岸沿いの既設看板を利用して貼り、注意喚起を行います。大潟区内ではトイレなど7か所に貼らせていただきました。柿崎区もトイレ4か所にポスターを貼り、注意喚起を行っていきます。

【後藤委員】

今年は合併して10年。上越市で見識のある先生を中心として検証を行っていると思いますが、私達も関心を持たなければいけないと思います。

地方交付税の合併特例で、合併後10年間は合併した市町村の合計額が保障されているが、その後は特例がなくなり、地方交付税が減額されるという説明をずっと聞いてきました。しかし、全国の市町村で支所を維持できなくなるということから、特例廃止後の金額をそのまま適用しないという話を聞きました。現在は地方交付税が減額されることを前提に行政改革を策定しているわけですね。上越市より早く合併した佐渡市は合併後10年経過しましたが、10市町村で合併して、支所は現在10ないですね。減らさなければいけない状況があったんだと思います。

我々が今まで説明を受けてきたことと、異なることが起きようとしているのなら、地域協議会として聞いておきたいと思います。学習する機会を設けてもらえればと思うんですが。

【久保田会長】

今年度の研修の案として、次回の地域協議会で検討したいと思います。

【久保田会長】

先ほどの海難事故の関係でお聞きしたいんですが、大潟区には、大潟マリクラブという遊漁の団体がありますが、4月頃から活動シーズンに入り、海が穏やかな日は釣りに出ている。海難事故防止など、海に遊びに来た人に注意を呼び掛けるような協力要請はできないのでしょうか。

【西田所長】

ここですぐ協力要請するという話ではないですが、検討したいと思います。協力していただければ、市としても助かります。漁協でも同じような活動をされているという話を聞いていますので、検討して回答させていただきます。

【久保田会長】

大潟マリクラブは100人以上会員がいると思います。可能であれば行政から協力要請をしてもらい、県外から来られ海の状況が良く分からない方の安全について、対応していただきたいと思います。

【君波委員】

中小河川の津波の遡上シュミレーション結果については、8月頃にずれ込むという話を聞きました。その頃には県から発表があるのでしょうか。

【常山次長】

4月の地域協議会で6月頃というお話をさせていただきましたが、県の作業が遅れており、9月頃になるという情報が入っています。現在、避難所見直しの説明をさせていただいていますが、現時点での津波浸水想定を基に計画を立てていくしかないと思っています。

【佐藤委員】

少子化問題について、上越市の現状周知を強化していただきたいということと、大潟区に限らず、市役所の行事予定表の配布をお願いしたいと思います。

【久保田会長】

上越市のホームページにも地区別に男女別人口が掲載されていますが、それよりも詳しいものを望まれているのでしょうか。

【佐藤委員】

少子化問題についてどのような対策を検討しているのか、また将来の人口推計などについてお聞きしたいんですが。

【山田班長】

佐藤委員から発言のあった件ですが、少子化問題と言っても幅が広く、どんな資料が必要でしょうか。また、大潟区の行事予定表は、まちづくり大潟の広報紙に掲載されています。市全体については広報上越がありますが、それでいかがでしょうか。

【佐藤委員】

広報上越以外で気付けることがあればと思い発言しました。発表されていることはもちろん目を通しています。

【山田班長】

上越市としては、広報紙で市民の皆さんに周知を行っておりますので、それ以外のこととなると、どういった内容のものが必要なのか、何に使われるのかをお示しいただきたいと思います。後日文書でお知らせいただきたいと思います。

【久保田会長】

その他に連絡などないので、次に総合事務所から何かありましたらお願いします。

【常山次長】

「避難所の見直し」「避難所開設・運営マニュアル」及び「避難行動要支援者の個別避難計画」の作成について説明させていただきます。

前回の地域協議会で、避難所の見直しの状況について説明させていただきました。その後、全ての自主防災組織と一回目の協議が終了し、16組織あるうちの14組織から市で提案している提案通りで良いというお話をいただいています。しかし、前回もお話したとおり、一回目の協議時に質問などをいただいた組織については、7月から再度協議をさせていただく予定にしています。

6月17日に町内会長協議会の定例会が開催され、その時に「避難所の見直し」と並行して、「避難所の開設・運営マニュアル」及び「避難行動要支援者の個別避難計画」の作成についてご説明させていただき、ご協力をお願いしたところです。今日はこのことについてご報告させていただきます。

参考資料No.3をご覧ください。「上越市避難所開設・運営マニュアル」についてです。こ

のマニュアルの目的は、自主防災組織、施設管理者、市の3者で協力しながら、より円滑な避難所の開設・運営を図ることを目的としています。今後各自主防災組織、施設管理者と事前打ち合わせを行い、「避難所情報台帳」を作成していきたいと思います。また、「避難所情報台帳」「上越市避難所開設・運営マニュアル」を基に避難所ごとに、実情に即した避難所の開設・運営にあたります。

マニュアルは2種類あり、「事前準備編」及び「避難所対応編」からなります。

「事前準備編」には、市の避難所に関する考え方や避難所の種類と役割等を記載したものの、それから、「事前顔合わせ」及び「避難所情報台帳」の作成方法について記載されています。市からの案として大潟区では、緊急に避難し、一時的に身の安全を確保する施設としての指定緊急避難場所が13か所。そのうち、一定期間避難することができる指定避難所を兼ねる施設が5か所。これは小学校・中学校などを指定する予定にしています。5か所の指定避難所については、初動対応として市職員を基本的に3人ずつ配置する予定です。それ以外の指定緊急避難場所については、自主防災組織が中心になって初動対応をお願いしたいと思います。市の初動対応職員、指定緊急避難場所の施設管理者、それから自主防災組織とお話する機会を設け、避難所の鍵の保管場所、連絡先、避難所開設の判断などを事前に打ち合わせをさせていただき、これを基に「避難所情報台帳」を作成する予定です。指定避難所を兼ねない8か所の指定緊急避難場所については、自主防災組織が中心に台帳を作成していただきますが、市も協力して作成を行います。

次に「避難所対応編」です。「避難所対応編」では、災害発生時の対応、避難が長期間となる場合の対応などについてのマニュアルを作成中です。それに基づき、避難所の開設・運営について、自主防災組織と協力しながら進めていきたいと思います。現在案を作っている段階で、マニュアル作成後、自主防災組織にも配布することになると思います。自主防災組織、施設の管理者、市の3者が協力して避難所の開設・運営にあたっていきたいと考えています。

引き続き、「避難行動要支援者の個別避難計画」の作成についてご説明いたします。

【保坂G長】

参考資料No.4をご覧ください。国の災害対策基本法が平成25年6月に改正されたことを受け、「避難行動要支援者の個別避難計画」を全町内会から作成いただくことになりました。その概要について説明させていただきます。

避難行動要支援者の個別避難計画は、地震や津波、水害などの災害が発生した際に、自らの力では避難が困難で支援を必要とする方に対し、地域の皆さんにお願いする支援内容を定めるもので、今まで「災害時要援護者の個別避難計画」と呼んでいたものです。多くの町内会では既に作成済みかと思いますが、まだ作成していない町内会に改めて作成をお願いすることになります。作成いただく計画では、要支援者を「地域の支援者が」、「指定避難所または指定緊急避難場所に」、「どのように避難させるのか」について記載していただくこととなります。作成済みの町内会についても、避難所の切り替えに伴い、指定避難所または指定緊急避難場所の変更などについて対応していただくこととなります。

要支援者とは資料に記載のあるとおり、「65歳以上のひとり暮らしの方」、「65歳以上のみの世帯で身体が虚弱な方」、「要介護3以上の認定のある方」、「障がいのある方」、「難病患者」など災害時の避難行動に支援が必要な方で、これまでと同様にご本人の希望に基づき登録を行います。

「個別避難計画」作成時のそれぞれの役割ですが、町内会・自主防災組織については、区域内にお住まいの要支援者について、「個別避難計画」を作成いただくこととなります。民生委員・児童委員については、これまでと同様に「要支援者名簿」の取りまとめをお願いすることとなります。市は関係団体の情報共有や連絡調整を行わせていただきたいと思いますと考えています。

名簿に登載されている個人情報の取り扱いについてですが、要支援者本人から関係者間で情報共有をすることについて同意をいただいておりますので、その業務の範囲内で個人情報を取扱うことに問題はありません。

今後のスケジュールについてですが、8月中に避難所の切り替えを行う予定にしており、切り替え後、「個別避難計画」作成済みの町内会については、指定避難所または指定緊急避難場所の変更などの作業を行っていただきます。作成いただけない町内会には、「個別避難計画」の作成を11月頃までをお願いすることになっています。

【久保田会長】

皆さんから、ご意見・ご質問などありますか。

【新保委員】

参考資料No.4に個人情報の取り扱いについて、要支援者本人から関係者の間で情報共有を行うことに同意していただいているとありますが、もう既に市で確認済みということで

すか。

【保坂G長】

既に名簿に登載されている方については、同意をいただいているということです。新たに対象になる方については、同意をいただく必要があります。

【新保委員】

新たに対象になる方の同意確認は誰が行うんですか。

【西田所長】

毎年、既存の名簿を基に民生委員からご協力いただき、名簿を更新していただいています。新たに要支援者になる方については、本人の同意を確認したうえで対象としていますので、その時点で同意していただいたという形になります。

【新保委員】

この同意書に同意せず、連絡先が記載されていない方もいます。そういう場合はどうしたらいいのでしょうか。

【西田所長】

本人が拒んでいるなら、基本的には「要支援者名簿」には登載されないということになります。

【新保委員】

名簿に載っていて、「個別避難計画」には連絡先が載っていないことがあります。自分の子供や親せきの連絡先はなくて、近所の方の連絡先だけしか書いてない。

【西田所長】

民生委員の会議の時に書いていただくようお願いしていきたいと思います。

【後藤委員】

要支援者の登録については、「本人の希望に基づいて」となっている。対象になると思われる方でも、本人が希望しなければ対象にならないということですよね。

【西田所長】

制度上そのようになっていますが、対象になると確認できた方については、できるだけ要支援者として名簿に登載していただきたいと考えています。ご本人からご了解いただけるようお願いしていただきたいという要請を民生委員にさせていただきたいと思います。

【後藤委員】

これは8月から始まるんですね。

【西田所長】

毎年そのスケジュールで進んでいます。

【君波委員】

町内会長や民生委員・児童委員には「要支援者名簿」が渡っていると思います。その名簿を毎年更新して、それを基に個別避難計画を作成することになると思います。

避難時には、消防関係者、交通安全に関わっている役員などには名簿を渡して、避難が必要となった時にはどの人を担当するのかまで準備しておかないと、個別避難計画を作っても意味がないと思います。

【西田所長】

今回は、町内会長や自主防災組織に依頼する件について、地域協議会に情報提供しているということをご理解ください。町内会長には「個別避難計画」の様式を配布しており、その中には、地域の支援者や緊急連絡先が書いてあります。今までも民生委員を通じて、「要支援者名簿」が作成されており、町内会長や民生委員、消防にはお配りしてあります。消防については、実際に動いていただく地域まで活用していただくよう、消防本部にお願いしているところです。大潟の消防部の状況は分かりませんが、今お話があったとおり、支援していただく方が情報を持っていないと役に立たない物になってしまうので、個人情報に留意しながら対応していきたいと思います。

【後藤委員】

「個別避難計画」は今までもあったんですか。

【新保委員】

ありました。作成していない町内会は、町内会長の判断で作っていないんだと思います。

【後藤委員】

町内会長だけが情報を知っていても、自主防災組織として機能しないと思います。町内会の役員をしています、聞いたことがありません。

【西田所長】

今まで作成については任意でしたが、今回法の改正に基づき「要支援者の個別避難計画」として全町内会で作成いただくことになり、正式にお願いすることになりました。

【後藤委員】

ある程度の個人情報を出しておかないと機能しませんよね。今までも制度があったのになぜやらなかったのか、強制力がなかったのか。

【西田所長】

強制力はありませんでしたし、町内会でどのように判断されたかということになると思います。

【君波委員】

私の記憶ではほとんどの町内会が作成していなかったと思います。法改正があったので、犀潟町内会でも検討していましたが、全ての情報を渡すのではなく、担当者を決めて、避難時の誘導に行くなど役割分担を決めなくてはいけないという話をしていました。これはかなり研究しなければいけないと思います。

【新保委員】

今まであったものを書き換えるということですね。様式をメールで送ってもらえませんか。

【西田所長】

わかりました。正式に自主防災組織に依頼する時は、電子データも併せてご提供します。

【久保田会長】

この問題については、福祉関係者にも情報をいただければと思います。地域の中で支えあう仕組みを作り、横の連携をしっかりとしないといけない。防災関係者だけで分かってもダメだと思います。区内全ての団体が上手く連携を取らなければいけない。

【新保委員】

下小船津浜町内会は、福祉関係、民生委員、児童委員、町内のネットワークの人と情報共有して活動しています。年に二度ほど社会福祉協議会と打ち合わせもするので、皆さん良く知っていると思います。

【岡住委員】

「要支援者名簿」を民生委員と引き継いだんですが、土底浜には防災士がいるのでその方にも渡して欲しいと思います。要支援者も多いので、3人や4人で行動しても無理があります。災害時にどのような対応をするのか把握しておいてもらいたいと思います。防災士、民生委員、消防、町内会長ぐらいには渡してもらいたいと思います。防災士には防災

士の考えがあると思うので。

【西田所長】

可能かどうかは分かりませんが、ご要望を踏まえて検討したいと思います。

【久保田会長】

それでは、他にご質問などないようなので、次回の地域協議会の日程について、総合事務所から説明をお願いします。

【常山次長】

第5回地域協議会は、7月24日（木）午後4時からとさせていただきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

【久保田会長】

これをもちまして、本日の地域協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-534-2111（内線211、214）

E-mail：ogata-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。